

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、**令和4年度分の保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる世帯の方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料を一部減額または全部免除**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 令和4年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、令和3年中と比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年中の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること

注1：主たる生計維持者が非自発的失業者（会社都合等による退職）に該当することにより、保険料が減額されている場合は、給与収入の減少に伴う保険料の減免はできません。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額①** (A×B/C) に **減免割合②** をかけて算出します。

減免対象の保険料額① (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
 B: 世帯の主たる生計維持者の、減少が見込まれる収入に係る令和3年中の所得額
 C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年中の所得金額の合計

注2：上記のBまたはCが0円またはマイナスの場合は、要件②に該当していても減免額の計算結果が0円となるため、保険料の減免ができません。

×

減免割合②

主たる生計維持者の 令和3年中の所得の合計	割合
300万円以下	10/10
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
1000万円以下	2/10
事業の廃止や失業の場合	10/10 (所得にかかわらず)

- **減免対象となる保険料**

令和4年度分の保険料で、納期限が令和5年3月31日までのもの

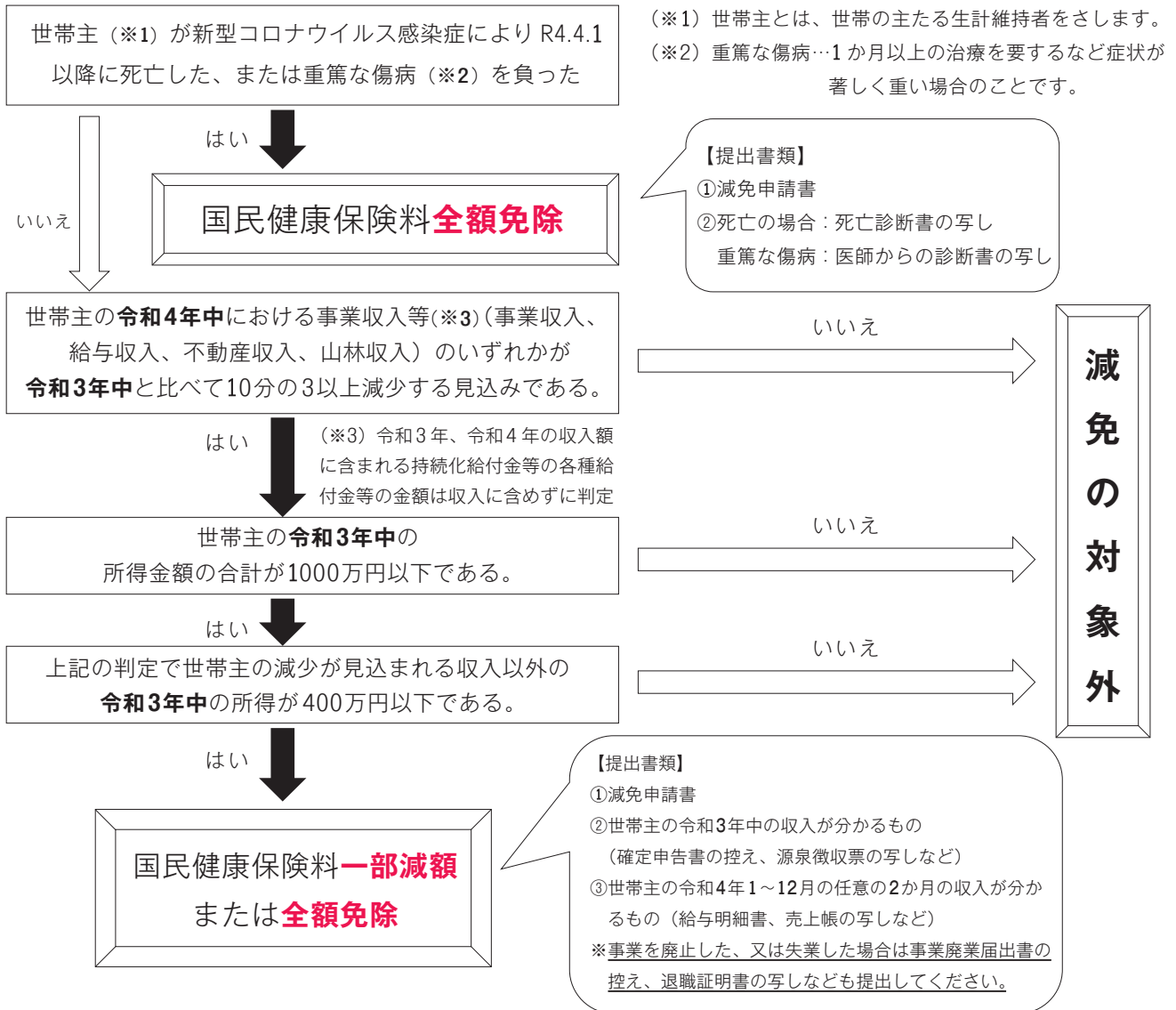
- **申請期限 令和5年3月17日（金）【必着】**

令和3年度分の減免申請をされた方も、令和4年度分の減免要件に該当する場合は申請が必要です。**令和3年度とは減免要件が異なりますので、ご自身が減免対象となるかご確認の上、ご申請ください。**（令和3年度に減免対象となった方でも令和4年度の減免対象とならない場合があります。）

※申請は原則、郵送受付のみとなります。

減免申請書を郵送する前に、ご自身で減免の対象になるかをご確認ください。

～新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料減免可否判定の流れ～



【注意点】～申請する前に必ずお読みください～

- ①表面の注1に該当する方は、この減免制度の対象外です。ただし、給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれる場合は対象となる場合があります。表面の注2に該当する方も保険料の減免ができません。
- ②申請をいただいてから審査結果を通知するまで2～3か月お時間をいただく可能性があります。審査結果が通知されるまでの間に、督促状が届く可能性があります。ご了承ください。
- ③申請が認められ減免決定された場合、納めすぎとなった保険料があれば、後日還付通知を送付します。
- ④令和3年中の収入額に持続化給付金、感染拡大防止協力金等の課税対象となる各種給付金の金額が含まれている場合は、その金額を必ず申請書に記入してください。含まれていない場合も必ず0円と記入してください。10分の3以上の減収に該当するかどうかは、各種給付金等の額を除いた収入額で判定します。
- ⑤同一世帯内で、令和3年中の所得状況が不明の方がいる場合は、その方の確定申告又は住民税申告をした後に減免申請をしてください。なお、令和4年中に申告をしていただかないと、減免できない場合があります。お早めに申告をお済ませください。
- ⑥申請書類に不備や不足があった場合は、申請書をすべて返却いたします。ご了承ください。再度申請書を整え、提出してください。また、申請内容についてお電話で確認させていただく場合がありますので、申請書には必ず日中連絡のつく電話番号をご記入ください。
- ⑦虚偽の申請その他の不正な行為により不当に保険料の納付を免れたと認められるときは、「文京区新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険料（令和4年度分）減免取扱要綱」の第7条によって直ちにその減免措置を取り消します。